

産業建設常任委員会会議録

[平成25年 3月21日開催]

南あわじ市議会

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成25年 3月21日
午前10時00分 開会
午前11時28分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	阿 部 計 一
副 委 員 長	印 部 久 信
委 員	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	長 船 吉 博
議 長	森 上 祐 治

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
産業振興部長	興 津 良 祐
農業振興部長	松 下 修
都市整備部長	山 崎 昌 広
下水道部長	道 上 光 明
産業振興部次長兼水産振興課長	早 川 益 弘

農業振興部次長	神	田	拓	治
都市整備部次長	垣	本	義	博
下水道部次長兼下水道課長	岩	倉	正	典
次長兼農業委員会事務局長	原	口	幸	夫
産業振興部商工観光課長	阿	部	員	久
産業振興部企業誘致課長	北	川	真由美	
農業振興部農地整備課長	喜	田	展	弘
農業振興部地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	森	本	秀	利
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
下水道部下水道加入促進課長	松	本	典	浩
農業委員会事務局課長	小	谷	雅	信
国民宿舎支配人	北	川	満	夫

Ⅱ. 会議に付した事件

- | | |
|---|----|
| 1. 付託案件 | 4 |
| (1) 議案第34号 南あわじ市国民宿舎事業条例の一部を改正する条例制定について | |
| (2) 議案第35号 南あわじ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について | |
| (3) 議案第36号 南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について | |
| (4) 議案第37号 南あわじ市公共下水道事業、農業及び漁業集落排水事業並びにコミュニティプラント事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | |
| (5) 議案第5号 平成24年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計補正予算(第1号) | |
| (6) 議案第6号 平成24年度南あわじ市土地開発事業特別会計補正予算(第2号) | |
| (7) 議案第39号 平成25年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について | |
| (8) 議案第40号 市道路線の認定について | |
| (9) 議案第41号 市道路線の廃止及び変更について | |
| (10) 議案第42号 茶屋池線道路新設改良工事(第2工区)請負契約の締結について | |
| 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について | 30 |
| 3. その他 | 33 |

Ⅲ. 会議録

産業建設常任委員会

平成25年 3月21日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時28分)

○阿部計一委員長 おはようございます。
ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。
市長、何かありましたら。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。
寒さ暑さも彼岸までといいますが、何か温度の変化が激しいので、私もなかなか風邪が治らなくて困っております。きょうは今定例会に付託をお願いいたしました、産業建設常任委員会、審議を願うところでございます。非常に案件も数多くありますが、どうぞ適切妥当な御決定をお願いいたす次第でございます。

ところで、もう新聞で皆さん方も、大きい報道で今後どうなるのかなという心配をしております南海トラフの関係でございますが、今、私もつい先日国のほうに総務省の関係なり行って来たんですが、やはり国も非常に心配をいたしております。特に私はもう、南あわじ市は兵庫県の中でも一番、発生時において心配が多い、また被害も予想・想定されるということでございます。これから私はもう、執行部といたしましても、一つ一つ着実にその対応に取り組んでいかなければならないなというふうに思っております。ささいなことからでございますが、ちょうど水の、飲料水の関係も大分心配があるということに大きく出てましたので、実は合併前に市の小学校のプールをつくるときに、そのプールの水をいざというときに何とか活用できないかなということで計画をいたしまして、飲料水まで十分できるかということで設備をいたしたんですが、私もすぐ教育委員会に連絡を入れまして、早急に今の設備を点検して、そういう対応ができるかということで指示をいたしました。非常にそういう面では、想定外のことが予想されます。当然、議員の先生方もいろいろと市民の方から、そういう疑問も投げかけられると思いますが、ともに、いろいろと勉強して、早急にしなきゃならないものはしていこうという覚悟でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大変申しわけないんですが、後、公務が入ってますので中座させていただきます。

○阿部計一委員長 ただいまから、第46回定例会において当委員会に付託されました議案について審査を行います。議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをいたします。付託案件については本会議において説明を受けておりますので、質疑から入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

まず、議案第34号 南あわじ市国民宿舎事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 おはようございます。この慶野松原海水浴場の管理運営というやつが、今回新たに追加されたと思うんですが、この辺の管理に対する海水浴期間中の業務内容は、どういうふうな管理運営をされる、業務内容についてお尋ねいたします。

○阿部計一委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人(北川満夫) 業務内容は、ほとんど変わりません。今までも国民宿舎が海水浴場を運営しておりましたので、その一環の業務内容は、テントの管理とか、持ち込みテントの管理とか、バーベキューの管理、それと古津路売店の管理、そういうことで全く同じでございます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 非常に、私が聞きよるのは、要はビーチというか砂浜の清掃業務であったりとか、ビーチクリーナーのそういうふうなやつ、その辺また海水浴期間中の安全管理的な、その辺の管理も。要は、海岸というか海水浴シーズン中の砂浜というか、その辺の清掃とか、この辺とかビーチクリーナーの清掃の頻度とか、それとかやはり海水浴間の安全管理上のいろんな、さまざまなこと、私は松原荘を、国民宿舎を持ちもって、こんな海水浴場の管理全般というたら業務が非常に複雑多岐にわたると思うのやけど、その辺は今のスタッフで行けるもんかどうかというのをまず心配してお尋ねしようのやけど、その辺どうですか。

○阿部計一委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人(北川満夫) まず、ビーチクリーナーとかそういうのは委託、個人的にお願いしておって、それは夏場は相当な回数、朝、午前中しか海水浴客はいない時間にやりますんで、大体朝の5時ごろから動き出すと思います。それと、ごみの管理は駐車場付近一帯とキャンプ場内ですけど、シルバーを毎日5名ぐらい入れて清掃させてお

ります。これも朝と、10時ごろと12時、2時ごろからというふうな時間帯で行っております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、これ国民宿舎がまあ言うたら、この海水浴場の管理全般もやるということになってきたら、例えば水難事故等々あったときの安全対策上というか、行政責任を問われへんかなというのは私はそういう懸念を持っておるわけでのう。そやから、その辺のスタッフというのは、この海水浴場の監視とか、そのあたりも、海水浴シーズン中の監視体制とか、その辺もこの管理運営の中に含まれるのでしょ、もちろん。

○阿部計一委員長 支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 当然、監視はアルバイトを使って監視業務をしております。それは古津路売店に本来いうたら、4人も要らんところをいつもバイト4人入れて、1人が管理に当たる体制でやっております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 支配人、この慶野松原海水浴場というのは、松原荘の国民宿舎のとももちろんそうやし、向こう側でのほうの慶野のほうよ。向こう側でいうたら、向こうはどういう。慶野観光のあそこの、あの辺の業務も今回あれなんですか。

○阿部計一委員長 支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 慶野側の運営については、慶野観光がもう何十年も行ってますので、その監視も道のはたでやっております。そういうことは、もう慶野観光のほうへ、これも毎年220万ほどで委託料をとって、貸したような形でやっていただきます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、その慶野観光のその監視のエリアと、国民宿舎のあの周辺の前のあそこで、ある程度、門任務分担というか、その辺をやられた上での安全管理というか監視をやっておると。それで今回の場合は、それならこの慶野松原海水浴場の管

理運営というのは、そんな線引きをしておるのじゃなしに全般を今度から国民宿舎の業務の中でやるというようなことと、私は、掬えとるのやけど、これ今の人員だけでほんまにやれるのだろうかという心配をしておるんよ。この辺は大丈夫ですか。

○阿部計一委員長 支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 今は普通の特会を組んでおりましたんで、1人は必ず張りつけておりました。しかし、休みもとらなあかんということもありまして、そのかわり今まで海水浴場を経験した者が3名おります。その中で体制を組んだら、今まで以上に体制を組みやすいというふうに考えております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 支配人、もう1点だけ確認するのやけど、これやっぱり慶野観光までも含んだ、全部、慶野松原海水浴場を全部含んだ上、今回そういうふうな国民宿舎の事業条例の中に含まれたということやもんな。これはもう間違いないですわな。

○阿部計一委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） それは間違いないこととございまして、全体を見ると。それでも、慶野観光については慶野観光が今まで何十年にもわたって、してきた委託料を払って私どもが貸し出してますんで、その海の安全とか救急については慶野で独自にやっていただくよう、今もお願いしてます。

○谷口博文委員 わかりました、わかりました。終わります。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 ビーチバレーコートですけども、所管が教育委員会かなと思ったりもしながらお聞きをするんですが、いっそ国民宿舎のほうで運営してもらってもいいのかなというような感覚もあるんですけど、どないなってますか。

○阿部計一委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） ビーチバレーコートも、うちが実際、使用料をとって

貸し出しています。それも先つくったんですが、うちがつくって、教育委員会は国体のときぐらいとか、県の高校のビーチバレー大会のときぐらいしか営業しておりません。全ては、その管理については、うちが、国民宿舎がやっております。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 使用料をとってということですが、年中それなら、申し込んだらできるんですか。

○阿部計一委員長 支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 年中はできると思いますけど、やっぱり寒い間は貸し出しの要請は1つもございません。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 あと、それならついでお聞きしますが、テントですよ、あの炎天下で。コートは貸し出しということで。貸し出ししてると、余り見たことないですけども。そのそばに国民宿舎管理のテントとか、あってもいいのかなと。去年までいろいろ携わらせてもらいましたが、皆、御中からテント借りてきて、一々運んで、運んでということですが、いっそのこと国民宿舎管理のテントとかを、常設は難しいと思いますけど、持たれたほうがいいのかも思ったりもしますが、検討されませんか。

○阿部計一委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） ビーチバレーコートの近くは、やっぱり炎天下になりますんで、テントを、普通のテントを2軒、3軒かな、ぐらいのテントを2つぐらい置くことも検討してみたいと思います。

○阿部計一委員長 ほかにございませんか。

意見がないようでございますので、質疑を終結いたします。

続いて、委員間討議を行います。御意見がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第34号 南あわじ市国民宿舎事業条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 南あわじ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

印部副委員長。

○印部久信副委員長 これいつも気になってるんですが、まずこれ具体的に市内で市道の占用をしている場所。場所まではともかく、総面積はどれぐらいになってます。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長(和田幸三) 道路の占用につきましては、主に電柱なり電話柱の件数が非常に多うございます。面積的な要件で占用していただいております分につきましては、ごく小さな面積でして、具体的に申しますと、道路の横断管等の占用で4平米とかいうような形のものとかが多うございます。電柱につきましては、全体で行きますと4,000本なり、5,000本というような範囲で、それぞれの会社のほうから占用料を徴収しておる現状です。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 それと、これ民間が借りておるという例はありませんか。その電柱とか、そういう以外に。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 民間につきましては、例として適切かどうかわかりませんが、前の都美人さんが借りておったり、横断管を借りておったり、いわゆる個人さんも借りてるようなケースもございます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、市全体のトータルは年間でどれぐらいの賃貸料になりますか。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 道路使用料につきましては、平均大体1,900万から1,980万程度、それと法定外公共物の占用料、これとは関係ございませんけども90万程度、全体で2,000万強の占用料を徴収しております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、払い下げというような例はあるんですか。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 道路自体に、道路法の網をかぶっております道路区域につきましては、払い下げは行うことができません。主権を排除するような法律ですんで、道路法で決定した区域内につきましては、お借りいただいて道路の通行等、安全確保の観点から支障のない範囲で使用の許可をするというようなケースになります。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 民間が、広告のための看板の設置等の例がありますか。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 看板的なものとしたしましては、老人ホーム等の案内看板等は、占用料をいただいて徴収しております。

○印部久信副委員長 はい、終わります。

○阿部計一委員長 はい、ほかに。

ほかにございませんか。ないようでございますので、質疑を終結します。
続いて、委員間討議を行います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第35号 南あわじ市道路占用徴収条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。よって、議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号 南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この条例改正ということでは、いろいろさまざまな公共下水道の構造の技術上の基準等々定められておるねんけど、これは当然この改正によって、今から設置する新たなやつに対する規制やと思うんやけど、既存のやつには、既存というか、既にでき上がっておる施設に対しては、この条例は適用せえへんと思うねんけど、今からこの条例の適用になるような施設というのは、どこなんですか。

○阿部計一委員長 下水道部次長。

○下水道部次長兼下水道課長(岩倉正典) この条例で、うたわれておる構造上の関係

についてなんですけども、これはもともとでき上がっておる分についても全部、内容的なものは一緒なんです。全ての下水道関係の基準については、もともと下水道法によって、うたわれておったものなんです。なおかつ詳細については、下水道の施行令にうたわれておったものですから、今でき上がっておる浄化センター並びに管渠等についても、当然その法令に準じた基準ででき上がってます。ただ今回条例改正いたしてますのは、要するに、地域主権一括法、すなわち、いろんなものについて全て地元というんですか、各自治体で責任を持ってやりなさいよというふうな法律があった中で、下水道法の改正があったんです。その下水道法の改正において、いろんな基準については今まで下水道法にあったんですけども、それぞれ地域の条例で定めなさいよというふうに、地域一括法で変わりましたんで、今回その下水道法と同じ基準を条例化で入れただけですので、施設自体については、もう、もともと全て同じ下水道法の基準ででき上がっておるものでございます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 当然、その上位の下水道法というやつで今まで施設整備してたんやのう。それで今回条例改正というか、南あわじの条例改正したと、これは当然、遡及というか、当然今まで下水上位法でやっておったところは、この条例改正したって遡及せえへんと思うねんけどのう。そやけど、この今からの改正で、今からこの条例の網にかかってくるような施設というのは、市内でどういうところ。もう書類上全部できておるのか。今からのこの条例でかかってくるような施設というのは、あれば教えていただきたい。ただ、それだけです。

○阿部計一委員長 下水道部次長。

○下水道部次長兼下水道課長（岩倉正典） この条例にかかわる施設等については、今現在はありません。もう全て、24処理区の浄化センター全て完成しておりますので。ただ、その中にいろいろな構造上の中に、実際にはもう少し詳しく管渠等の基準とか、いろいろな分を今度、うちのほうの施行令のほうで、施行規則のほうでうたっていないかんのですけども、そういったものについては今から行うメイン整備等において、影響してくるものがございます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ようわからんけど、マンホールのふたとか、そんな規制もかかるとるでえかな。そんならマンホールというたら、管路したときにどこか中間のところ辺に、そ

うというようなマンホールポンプを据えたりしてマンホールにしたりするのけ。そんな施設があるのかどうか。また違うのか、マンホール。

○阿部計一委員長 下水道部次長。

○下水道部次長兼下水道課長（岩倉正典） どう言って説明したらいいんか、しにくいんですけども、要するに。

○阿部計一委員長 次長、ちょっとマイク上に向けて。

○下水道部次長兼下水道課長（岩倉正典） 済みません。要するに、今までと丸っきり皆、全部一緒なんです。ただ、その基準を守らないかんのが、下水道法であったものが今度は自分とこの条例でつくって、それで守りなさいよというだけの法律改正になってます。

○谷口博文委員 わかりました。

○阿部計一委員長 はい、ほかに。

ございませんか。質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

続いて、委員間討議を行います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第36号 南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○阿部計一委員長 挙手多数であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号 南あわじ市公共下水道事業、農業及び漁業集落排水事業並びにコミュニティプラント事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について、議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、谷口委員。

○谷口博文委員 ちょっとほんまに基本的なことで、非常に申しわけないのやけど、要はこれ農業、漁業集落とかコミュニティプラントというのは、補助事業のメニューによってこういう名称ついとんのやね。補助金もらうために、そういうような集落とか、そういう名称ついとるのでしょう。それでね、この農業の分が今回どない改正されたということなのか、ちょっと教えてください。

○阿部計一委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 今回の改正なんですけど、公共下水道事業が変わります。農業、漁業、コミュニティプラント事業は、このまま分担金徴収条例のままで徴収されます。公共下水道事業、今、市が施工する下水道事業に要する費用の一部を、受益者の方に分担金あるいは負担金として負担していただいているんです。今回ここへ上程させていただきました分担金条例、分担金徴収条例と、もう1つ負担金徴収条例というのがあります。今回上程させていただいた分担金徴収条例は、公共下水道の事業の中では旧の三原町、その部分だけの徴収はこれで行ってありました。で、もう1つのほうの負担金徴収条例は、旧の緑、西淡、南淡での負担金として徴収されていたんですが、今回の都市計画区域が再編されたことによりまして、旧の三原町地域を今度は負担金で賦課されていたものが、負担金で負担することになったので、この改正ということなんで、農集、農業・漁業集落排水事業コミュニティプラントについては、これは変更はございません。公共下水道事業における、旧三原町の分が、ここの分担金徴収条例で賦課されるのではなく、今度は負担金条例のほうで賦課されるということになります。

○谷口博文委員 大変よくわかりました。ありがとうございます。終わります。

○阿部計一委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

続いて、委員間討議を行います。御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第37号 南あわじ市公共下水道事業、農業及び漁業集落排水事業並びにコミュニティプラント事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号 平成24年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

続いて、委員間討議を行います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第5号 平成24年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号 平成24年度南あわじ市土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ1,000万余りを補正して、2億9,200万余りの起債償還をしたということなのですが、このことについてちょっと具体的に説明していただけますか。

○阿部計一委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 現在、起債の残高が2億7,400万ございます。それで18年度末に起債の承認の県の許可の時期が来ておりまして、その時期にちょうど売却が停滞しておりましたので、10年たったあと償還ができるように積み立てをしておきなさいということが、県の指示でございました。それでそのときに、2億5,000万ほど積み立てをしておりまして、それから後、順次積み立てをしていくつもりだったんですけども、ずっと売却が進んでおりましたので、利子だけが加算されておりました。あと、起債の許可が19年度におりましたので、あと19年から10年間の28年度末が起債許可の期限になるわけなんですけれども、今ちょっと売却も停滞しておりますし、起債の残高が2億7,400万となっておりますので、2億5,600万の今、基金がございます。それに、2億5,600万の基金に一般会計を1,400、500万足しまして、返済するものです。で、2億7,400万の利息が毎年1.5%で411万の利息がかかってきますので、この際一括返還しようとするものでございます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ということは、これも結局、企業団地の起債を全部この際、これでもう一蹴するということですか。

○阿部計一委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） そのとおりでございます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 それで、これでもう起債を一蹴することなんですが、結局この事業を始めてから公費というのは幾ら使いました。

○阿部計一委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 24年度、年度途中でございますので、区画の変動も24年度ちょっとございませんので、24年の3月末現在のちょっと決算で概算を報告したいと思います。

まず、収入の部なんですけれども、起債が27億4,900万、それから一般会計からの繰り入れが5億3,000万、土地売却収入が25億2,000万、それから土地の貸し付け収入が2,400万、それから全部売れたとしまして、あと残地が3億5,400万残っております。これらを合計しますと、収入が61億8,200万ぐらいになります。

あと、支出のほうですけれども、用地費、補償費等で10億1,500万、それから工事費に15億4,800万、それから借入金の利息が6億100万、それから委託料で7,600万、事務費に8,400万、あと起債の償還で27億4,900万、それから一般会計への繰入金、借りた分を5億3,000万返しますと、支出のほうで66億1,000万かかっております。あと、収入から支出を引きますと、収入が61億8,200万、それから支出のほうで66億1,000万引きますと、4億2,800万ほどの赤字となっております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 今残っておる土地の場合、その3億か何ぼか言うてましたけれど、これはもう簿価が3億円、残地の。

○阿部計一委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 販売価格でございます。

○印部久信副委員長 市の場合は販売価格と、簿価はないんですか。簿価はゼロから行きよるの、どないなっとるの。

○阿部計一委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 税務課のほうの課税標準額でございます。

○印部久信副委員長 簿価はそしたら、販売価格との差は大分ありますか。

○阿部計一委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 大分ございます。簿価のほうは、現況雑種地で簿価をしておりますので、販売価格のほうは宅地並みに販売価格を設定しております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 今話を聞いておりますと、単純に持ち出しがマイナス5億円ぐらいということなんですが、考えてみたらあれだけの企業を誘致して、今それぞれ固定資産税も入ってきている企業も当然あると思うし、従業員の市税、市民税もあるということで、この事業は決してマイナスではなかったと、結果的に思うわけです。当初いろいろ新聞等でも読んでまして、売れ行きが悪いとか言うてましたけど、その後これだけのことになって、この事業そのものはよかったんじゃないかと思うんですが、やっぱり市として企業が、企業進出する場合に土地があるから、その土地を開発して事業用地にするというのは結構手間がかかると思うんですね。やっぱり企業団地みたいに、常に、いつでも来てください、土地はありますよ、あしたから建設できますよいうようにしておくほうが、今後、企業誘致をする上でも断然有利であると思うんですが、やっぱりこれおおむね販売をし終わって、起債もまあ一括処理した今の段階で、今後、市としたらやっぱりそういうような団地というものも、やっぱり事前につくっておくほうが企業を誘致しやすいと思うんですが、これは副市長、どんなように思います。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 印部委員さんのお話も聞きながら、そういうふうにおっしゃったんですが、やっぱり工業団地なんかもつくっておくべきやなというようなことを思うんですが、今のところこういう経済状態ですし、それから適地がどこにあるのかというようなことも踏まえて、やっぱり今後も検討せないかんのかなと思ってますんで、これは念頭に置きながらちょっと検討させていただきます。

○印部久信副委員長 はい、わかりました。

○阿部計一委員長 ほかに。
 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。
 続いて、委員間討議を行います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 討議を終結します。
 これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
 議案第6号 平成24年度南あわじ市土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を原案
 のとおり可決すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○阿部計一委員長 挙手多数であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決す
 べきものと決定しました。

 次に、議案第39号 平成25年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価
 について、議題といたします。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これも毎回聞いているかと思うんですが、この賦課金の、淡路広域
 と南あわじ市の農業共済との賦課金との違いがあったように思うんですが、これ課長、大
 分修正できましたか。

○阿部計一委員長 農業振興部農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 淡路広域との差なんですけども、この中での形はまちま
 ちでございます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ということは、まだ淡路広域との賦課金等の差異があるということですか。

○阿部計一委員長 農業振興部農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 御存じのとおり、平成23年度のときなんですけども、掛金率が下がる、家畜共済ですけども掛金率が上がるということで、肉用牛のほうは0.1%下げさせていただいたんですけども、肉用牛については淡路広域さんの分は0.6ということで、南あわじ市のほうが0.7という形で、この辺が0.1%違うというところはございます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ課長、賦課金というものは、基本的には、いわゆる組合は賦課金をとって事務費として運営していくというのは、まあわかるのやけども、この辺、農業共済の場合ちょっとややこしい、部分的なところは組合運営でやりよる、そしたら一部は今度は市、町に入ってやりよるということですね。これで市町が運営しておるものを賦課金をとって運営するというのは、どうかなといつも思うんですが、副市長、どういうふうに思います。ここらおかしいように思うのやけどなあ。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私は深く、これについては知識はないんですけども、以前は組合でやっておられたものを各町が持つようになった。それからまた広域になってきたということでございます。そこらあたりちょっと勉強させていただかないとわかりませんので、申しわけございません。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 それとこれ、課長、私思うのと同じこの淡路の中で、一部は洲本市と淡路市は広域でやりよる、南あわじ市は市の中でやりよるというのやけれども、対象は水稻、家畜等々、対象は同じものを対象でやって、農済法の中でやりよるでなあ。その賦課金の違いというのは、これ金額にしたらずかなもんであろうと思うんですが、やっぱり賦課金が広域と南あわじ市で違うというのは、どない考えても不自然やと思うし、農家によったら、どっちかのほうが高い、安いというようなことにもなってくるんで、これ

はもう課長に要望しておきたいのやけれども、やっぱり機会があった場合には、できるだけこの賦課金というのは平等、同じようにしていくべきやと思うんで、課長、これ要望しておきますが、いかがですか。

○阿部計一委員長 農業振興部農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） その辺のところは、また、事務費賦課金というのは、言なれば農業共済課の運営という形に、課の運営になるんですけども、そういうための賦課金ということでとらせていただいておりますので、そういうところから、これからは勘案しながら、また検討していくということで御承知願えたらと思います。

○印部久信副委員長 はい、終わります。

○阿部計一委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。
続いて、委員間討議を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 討議を終結します。
これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第39号 平成25年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について、原案のとおり可決すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○阿部計一委員長 挙手多数であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第40号 市道路線の認定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。
続いて、委員間討議を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。
これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第40号 市道路線の認定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
暫時休憩をいたします。
再開は、11時といたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

○阿部計一委員長 再開をいたします。
次に、議案第41号 市道路線の廃止及び変更についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。
続いて、委員間討議を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。
これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第41号 市道路線の廃止及び変更について、原案のとおり可決すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号 茶屋池線道路新設改良工事(第2工区)請負契約の締結についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

印部副委員長。

○印部久信副委員長 この請負はともかく、オニオンの進捗状況はどういうふうになってます。

○阿部計一委員長 農地整備課長。

○農地整備課長(喜田展弘) 失礼します。広域農道オニオン道路の整備の進捗状況ですけれども、平成6年から関係の事業をしております、現時点で83%進捗してございます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 我々も正確な情報でないんですが、部分的に神代の付近とか、ど

こかがまだ用地買収もできてないとかいうようなことも聞くんですが、今83%の進捗ということなんです、市内ではどれぐらいの進捗になってます。

○阿部計一委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） この道につきましては、洲本市と南あわじ市と合同なんですけども、市内で申しますと3カ所と今現在用地交渉中ということで、進捗率、市内でも83%ぐらいでございます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 今、3カ所ぐらいが用地買収の交渉中というようなことであつたんですが、目安はどないになってます。

○阿部計一委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） 今ちょっと現在、県とも協力しながら、そこの地元の関係者とも協力を得ながら、用地交渉をしておりますが、なかなか今現在ちょっと停滞中でございます。それで今後も引き続き、持続用地交渉というようなことを考えております。

○印部久信副委員長 はい、わかりました。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これ議案書に、道路のネットワーク整備を図り、人・物の流れを活発化させ地域の特色を生かした地域産業の活性化を図るためにというふうな、うたい文句で、この道路改良工事をやっておるんですけども、大体これ通行量どのぐらい見込んでおるんですか、その人・物の流れ。

○阿部計一委員長 はい、建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 茶屋池線でよろしいのでしょうか。

○長船吉博委員 そうです。

○建設課長（赤松啓二）　　これは、日、5,000台ですね。

○阿部計一委員長　　長船委員。

○長船吉博委員　　5,000台ということは、そんなら大体、経済効果としても、かなりの経済効果になると思うんですけども、そこらは予測されておるんですか。

○阿部計一委員長　　建設課長。

○建設課長（赤松啓二）　　私どもの市道の茶屋池線については、その数字は算出しておりません。

○長船吉博委員　　はい、終わっておきます。

○阿部計一委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　ちょっと関連で聞かせてもらうんやけど、この茶屋池線第2工区になっとんだ。これ、オニオンの、この八木天野から点線でびゅっと千草のほうへ行ってるねんけど、これは続けらな意味ないのやからのう。茶屋池線というたら、あの池の上からよ、この裏に通っとる、この八木天野言うんけ、ここから点線でずっとオニオン道路になっとるねんけどよ、ここまで行くんだ。

○阿部計一委員長　　農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治）　　今、質問されたとおり、阿万から洲本の縦貫まで計画はしております。ただし、今、南あわじ管内で、さっき課長が説明されたように3カ所用地の関係でとまっております。洲本のほうも計画してるんですけど、洲本のほうもなかなか前へ進んでないような状況でございます。このオニオンについては、事業年度が27年度までということで、あと、25、26、27、3年間しかありませんので、その3年間で何とか、これを対応していきたいなというふうに思っております。

○阿部計一委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　これ茶屋池線、第2工区になっとるねんけどよ、ということは第1工区はやってしもて、第2工区これ何やちょっとしとって、第3工区というやつが山の中を

ぶち抜いて、このオニオン道路まで、また道路を接続するのか。

○阿部計一委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） いや、この工区割りは、あくまで茶屋池線1,070メートルの分についての工区割りでございます、この第2工区というのは今回の議案に出させていただいております端の部分ですね。その部分が第2工区になっております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そんなら第3工区というて、あるのか。それはまだ出してへんのけ、今まだ。

○阿部計一委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 第1工区というのは平成24年に着工しておりまして、第3工区については、この3月に入札する予定です。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、これ具体的にミリオンのパチンコ屋のどこから、池の上をずっと行ったら、そのオニオン道路へ接続してよ、それでこの辺の利便性というかやな。そやけど、これ洲本のほうへ行こうかいな思ったら行かれへんのだ、実際よ。実際オニオンつながってへんのだ。そしたら、この工事は事前にオニオンがもう開通するという前提で、これ市が単独でやるわけ。

○阿部計一委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） おっしゃるとおり、オニオン道路が阿万から洲本に開通する予定で、その連絡道として私ども、国の補助金をいただいておりますけども、この茶屋池線というのを計画しております。それと、済みません、先ほど3月入札はもう既に済んでおります。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そんなら例えばよ、この道路開通によって時間の短縮というか、今、阿万から、この八木のミリオンまで、ミリオンというか、ここまでずどんと来るのによ、あの阿万バイパス通って、国道を通ってくるのと比較したら、この道路開通したら利便性というのは、時間の短縮というのはどれぐらい短縮できるので。10分ぐらい短縮できるのけ。

○阿部計一委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 一番の、この算出根拠を出したときに、洲本インターをよく使うであろうと。オニオンの計画から言えば、茶屋池線からはだんだん国道から離れていきよると。離れていっております。洲本インターの便については、北阿万賀集の人たちは、農道ですので、この経路を通ってきて、茶屋池を通って、国道を通って洲本インターに乗るであろうというような経済効果が十分上がってくるであろうという想定のもとで、短縮については実際、車で比較して出しておるんですけども、時間的にはちょっと資料を持ってませんので覚えておりませんが、ある程度効果はあるというふうに思っております。

○阿部計一委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 阿万から八木まで26分というような形であらわしております。それがこの広域農道で10分短縮、要するに16分というような、そんな計画を持ってございます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 市のほうが今言った、第2工区、第3工区できてオニオンまで接続しても、片一方のオニオンができたらへんなら、しばらくはそれなら道路を建設しても、通行どめというか、そんなふうな規制をかけるのですか。

○阿部計一委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） そういうことになるかと思えます。

○谷口博文委員 わかりました。

○阿部計一委員長 ほかに。

副委員長、ちょっと。

今の質問の関連なんですけど、ちょっと気になるんですけども、阿万灘線も、あれ、福島町長のときですので、平成3年に期成同盟会ができて、約17年かかっておるんですよ。その中で町長もかわっていったんですけど、2、3、用地買収で物すごい時間がかかったと。もう時間がかかったというもんでなかったんですけど、首長がかわって、ずっと、ようやく17年ぐらいかかって完成したんですね。今お聞きしておったところ、これ27年度が限度やと。それまでに調整がつかない場合は、どないなるんですか。

○印部久信副委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 今のところは、残りについては地区の市で対応しなければならない。ということは、市単で対応するか、ほかの事業を導入して行って対応していくか、その辺を検討していかなければならないというような状況になっております。

○印部久信副委員長 はい、委員長。

○阿部計一委員長 これは前も灘洲本線で相当な、何年かかったのかな、はっきり記憶にないんですけども。これもあと3年ということは用地買収は不可能という可能性がごっつい大きいと思うんですよ。ということは、今言われたように、この残った洲本までつなごうと思ったら、市が自腹を切ってやらないかんという、国からはもうそういう補助はないというふうに解釈してよろしいですか。

○印部久信副委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） この事業で、道整備交付金とオニオンの農道関係のお金を両方で、この事業を実施しておるんですけども、この関係の事業については、27年で打ち切りだというふうに思っています。

○阿部計一委員長 ちょっと聞こえなかった。

○農業振興部次長（神田拓治） 今、2つの事業で原資でこの事業を導入しておるんですけども、この事業自体が27年度で打ち切りになりますので、他の事業を、別の事業をメニューを探してくるか、もしくはもうなかったら市単で残りをしなければならないかということだと思います。ただし、この全延長の中に農道関係が17キロ、建設関係の事業

が2キロほどあります。2キロについては建設サイドで実施しなさいと、洲本のほうの一部については建設区間というのがあります。それがおおむね2キロ近くありますので、オニオンの事業がもし切れたとしても、建設サイドの事業で洲本のほうは行ける可能性があります。

○印部久信副委員長 はい、委員長。

○阿部計一委員長 ということは現場としたら、それは3年、4年そういう何が何でも開通は、せなんだら目的達成できへんし、何の意味もないようになってくるので、それはできるというふうに解釈しておいてよろしいですか。

○印部久信副委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） さっきも言いましたように、このメニュー自体が27年度に終了なんですけども、他の事業絡みの導入するか、その辺のところをまた洲本市と協議しながら、検討も中に入りながら進めていきたいなど。何が何でも、これはもう、さっきも言いましたように平成6年から実施してきた最重要課題でございますので、何とか開通に向けて努力していきたいというふうに思っております。

○阿部計一委員長 はい、終わります。

ほかに、ございませんか。

質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

続いて、委員間討議を行います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第42号 茶屋池線道路新設改良工事（第2工区）請負契約の締結について、原案のとおり可決すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。3月25日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよいでしょうか。

(「委員長に一任」と呼ぶ声あり)

○阿部計一委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、議長に申し出ることにいたします。

次に、その他に入ります。何かございますか。

砂田委員。

○砂田杲洋委員 質問というよりも、ちょっとお願いがあるんですけども、都市整備部に対して、三原川の左岸のほう、青山歯科から今の薬局ができておる、あの前まで2、30メートルの間やけど、30メートルぐらいあるかな。歩道の部分を下水道の工事をしたと思うんですけど、新しい舗装になっております、歩道の部分。その歩道と私有地の歯医者さん側との間に、排水路があるんですけど、その歩道の舗装との間に、3センチか4センチぐらいの、ずっと段差ができてのよ。まあ言うたら、歩道の舗装がちょっとざっとしとったん違うか、下がとるんやな。ほんで、この間から父兄が大分言ってるのやけど、生徒、三原中学校の生徒が歩道を2列、3列になって自転車で行くので、その歩道と排水路の、その段差に車輪をとられてしょっちゅう転倒しよると。まだ大きな事故になってない、足をすりむいたりそんな程度なんやけど、もう月に何回もあると。それで今あそこに、たこ焼き屋さんできてるんやけど、たこ焼き屋さんのおばちゃんも言うのに、しょっちゅうこけよると、あれじゃあ危ないということ。それで父兄からも言うていったんで、その辺ちょっと見といて、ちょっと舗装をかさ上げしたら解消すると思うんで、一遍また見ておいてください。

それともう1点、これ認定農家の人から言うてきてんけども、農林振興に聞きたいのや

けど、今、ほ場整備が進んで田んぼが大きくなって、トラクターが大型化していったらよな。前ごろは、小型特殊免許で行きよった。ほんなら高齢者は小型特殊免許を持ってねんけど、大きいトラクターに今だんだん変えていきよるのやな。変えたら大型特殊免許が要るのだ。それとシートをかぶせたりするのにちょっと後ろへ牽引したら、牽引免許がいるということで、明石へ行かなあかんと。明石へ行ったら大型特殊をとるのに、あの大きなショベルローダーに乗らんならんのやな、ショベルに。ほんなら百姓の高齢者はショベルに乗ってようせんわけよ。ほんで県のほうも、明石の試験場もトラクターの大きいやつを1つ持っておいでくれたら、南あわじ市なり、淡路3市で1台でも、試験場へ持っておいでくれたら、それに乗って大型特殊免許と、その後ろについておる牽引免許、そのトラクターに乗って免許証をあげましようということを言うておるらしいわ。それができなんだら、自分でトラクターを持ち込んでこいと、明石まで。そんならそれに乗って試験受けさせたらうと言うらしいんや。この間、洲本の県会議員の浜田さんに会ってちょっと話ししておいたら、それはもう言うてくれ、県で言うさかい言いよるねんけど、まああ市のほうからお願いして、また頼みましよう言うてあるのやけども。どないだろうな、農協さんと組んだりして、農家のためやさかいよ、大型特殊免許とれるように、百姓の高齢者のおっちゃん、おばちゃんがトラクター一台買って、明石の試験場へ置いておくとかいうようなことはできへんかいなということを、認定農家の人や、この間団体が来たわけよ。どないかな。無理かな、それは。県で買ってもらうか。いや、淡路3市で買うかな。農協も入れてよ。

○阿部計一委員長 はい、答弁。農業振興部長。

○農業振興部長（松下 修） 今おっしゃった課題は、畜産農家等は、かなり大きい、このごろダブルCSとかで、大きい機械化、機械が大きくなっておるかと思えますけれども、今の話を聞きますと、淡路3市が一緒になって進めていかなければならないと思えますので、これからちょっと3市が寄る機会がまたちよくちよくありますので、協議していきたいと思えます。

○阿部計一委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 よろしく頼んでおきます。それとさっきの、例の歩道のやつ。

○阿部計一委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 早速、現場を見てきて対応したいと思います。

○砂田泉洋委員 終わります。

○阿部計一委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 ちょっと大学の関係で、ちょっと聞きたいのやけど、住宅供給について聞きたいのよ。先般から、志知の大学の合格者が市内の住宅を借りに来よるのよ。私も聞いたら、先般きのう、おとといの話やけど、市内で30世帯ぐらいがそういう、30戸ぐらいは借りとるのやけど、それ以上もう学生の親御さんが希望するような住宅、5万円以下ぐらいの、そういうやつがいっぱいで、ない言いよるのやけど、市は下宿とか何か仲介でもしてあげなんだら、学生がせっかくこっちへ親御さんと来たところで、住まいがまだ確保されてないような状況下にあるという、そういう認識はありますか。これは誰に、副市長に聞かなしやあないんかな。

○阿部計一委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） アパート、マンションに関しましては、南あわじ市の宅建協会のほうへお願いしておるわけなんですけども、協会の中で5件か7件か依頼しております。学生に対しては、学生特別割引料金みたいなものも、こしらえていただきまして対応しておるわけなんですけれども、まだ決まらないとか、そういうふうなといった状況は、こちらのほうには聞こえておりません。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この前、私、宅建協会というのけ、ここで具体的な不動産屋の名前を出したらあかんのだ。西淡のS不動産とかな、福良のK不動産とか、その辺がきのう、おとといに会をしとんのよ。そのとき私もちょっと学生の、市内の住宅供給というか、借り入れに対してどういう状況ですかと。そしたら1つの不動産屋は、持つとる物件、学生が要望するような物件は全部5件ほど仲介して入ってもらったと。大学の先生にも1件、ちょっと家賃の高いところへ入ってもらったと。ほんなら向こうのほうの業者も6つほど派遣が借りておったようなところへばっばと行って、そのワンルームに近いようなところも全部行っておると。それで先ほども、市長公室の課長と話しておったら、250件ぐらい、その宅建協会が確保しておるや言いようけど、その親御さんが希望するような価格のところが、もう南あわじ市内では、きのうおとといの話ではもうないような話をしよるのよ。という

ことは、今から皆、そやから親御さんも来て、いろんな紹介というか、物件に当たりにくるのやけど、希望にかなわへんさかいによう決めんと、また後でしますと言うて帰りのよのう。それは私はこんな状況じゃ、学生の受け入れに対して非常に支障を来して、定員60人せっかく来ていただけるような状況になってるのに、住宅が決定できんさかい言うて、よそへ逃げられることを私は心配しとるのよ。そこで、市としてもやはり仲介というか、もう一遍積極的に宅建と話をしてくださいよ。それでやはり学生が来たときに、市が仲介して下宿なら下宿、その辺の住まいを決めたらなんたら、私はいかんと思うさかい、この辺そういう認識を宅建と至急にでも、市長公室と協議してもらって、やっていただきたいということだけ言うて終わります。

○阿部計一委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 宅建業者さんとお話をさせていただいたときには、定員60人ということで200戸ほど、あり余るほどで大丈夫じゃないかというお話でした。初年度ですので、どういった状況なんかというのがよくわからない状況でありましたので、委員さんおっしゃるような状況であれば早急に対応していかなくてはならないと思います。

○谷口博文委員 ありがとうございます。終わります。

○阿部計一委員長 ほかに。

その他は、それではこれで終了いたします。

執行部から何か報告事項がありましたら。ございませんか。はい、ないようでございますので。

最後に、お手元に配付の資料のとおり、廣内議員から「乾草・配合飼料の価格高騰対策を求める意見書」について提案がありました。

この内容で当委員会から「乾草・配合飼料の価格高騰対策を求める意見書」の発委を行うことについて、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○阿部計一委員長 異議がございませんので、当委員会から発委を行うこととします。

早朝から慎重審議、ありがとうございました。議員各位の御意見よろしく願いをしまして、産業建設常任委員会を、これにて閉会いたします。御協力ありがとうございました。

（閉会 午前11時28分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年 3月21日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 阿部 計一